

生活習慣病予防のための効果的な啓発ツール構築・運營業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

生活習慣病予防のための効果的な啓発ツール構築・運營業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 委託業務の目的

本県のメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合は、15年連続でワースト3位以内であり、栄養・食生活、身体活動・運動などの生活習慣に関する状況も期待する改善が見られていない状況にある。

このため、歩数等の健康情報や特定健康診査の結果を可視化し、県民自身の健康意識の向上、特定健康診査の継続的な受診及び特定保健指導の利用を促進するとともに、これらのデータを県及び市町村が活用できる体制を整備することで、継続的に自然と健康になれる環境の構築を図るため、本業務の運営を委託するもの。

4 委託業務の内容

(1) アプリケーションの提供

アプリケーション（以下「アプリ」とする。）は、宮城県内の国民健康保険被保険者（以下「事業対象者」という。）向けに提供するものとし、少なくとも次に定める機能を有すること。

① 機能要件

イ 基本機能

- (イ) アプリの利用登録をした者（以下「利用者」という。）をID等で管理できること。
- (ロ) 利用者が転居や資格喪失等により、事業対象者ではなくなった場合に、除外できること。
- (ハ) 利用登録に際しては、利用者自身の入力により氏名又はハンドルネーム、生年月日、性別を設定できること。

ロ 歩数、体重、血圧、睡眠時間等（以下「健康情報」という。）の可視化に関する機能

- (イ) 利用者自身で健康診断結果や健康情報の手入力が可能なこと。
- (ロ) 利用者が所持するOSの標準的な機能と連携可能な計測機器で記録した健康情報を自動収集し、アプリ内で表示できること。また、アプリ使用開始時に取得可能な範囲の過去の情報を反映し、アプリ内で表示できること。

- (ハ) アプリ上で収集した利用者の健康情報を日、週、月の単位でグラフ化し、利用者がアプリ上で確認できること。
- ハ 特定健康診査結果の可視化に関する機能
 - (イ) マイナポータル連携又は県が提供する国保データベース(KDB)から出力された特定健康診査受診情報をアプリに反映し、利用者による閲覧を可能とすること。
なお、マイナポータル連携の実装は、6(4)を前提として、令和7年度当初までの対応が可能であること
 - (ロ) 過去5年間の特定健康診査結果の推移、同年代平均値との比較をアプリ内で表示できる機能があること。
- ニ 利用促進、健康意識向上、医療費適正化に関する機能
 - (イ) 利用者の健診結果や健康習慣から将来の生活習慣病の発症リスクや改善効果の予測ができ、利用者によるアプリ内での閲覧を可能とすること。
 - (ロ) アプリ上で収集した利用者のパーソナルヘルスデータ(健診結果含む)をもとに、アプリ内において健康づくりにつながる助言等を表示すること。
 - (ハ) 受託者において健康情報に関する記事を作成し、継続してアプリ内で記事を配信すること。また、利用者個人の属性情報(年代・性別や健診情報等)から、利用者個人に応じて適切な記事配信ができること。なお、出典がある情報については、それを明示し、医療に関する内容は医師などの専門家による監修を受けること。
 - (ニ) 通知による情報発信や健康予測その他アプリの利用促進に関する機能や取組等のいずれかにおいて、医学や公衆衛生学に関する博士号保持者など知見を有する者の監修を受けた機能がアプリ内にあること。
 - (ホ) 県と受託者で協議の上決定したお知らせやイベント告知などの内容をプッシュ通知等で配信できること。
 - (ヘ) 県及び市町村等が作成した健康に関する情報をアプリ内から発信できること。
 - (ト) 健診情報など特定の条件に合致する利用者に対して、県及び市町村がプッシュ通知等でお知らせを配信できること。
 - (チ) 県内市町村や健診機関が用意した健診予約のリンクURL又はリンクボタン掲載が可能であること。
 - (リ) アプリの利用促進や利用者の健康行動の促進につながるよう、県や市町村が実施する健康施策との連携が図られる機能を備えること。
例：ウォーキングイベントや各種健(検)診受診勧奨等とポイントの連動
 - (ス) 受託者は、県及び市町村に対し、アプリ利用者数の増加につながる取組の助言や提案など必要な支援を行うこと。
- ホ 利用者のサポートに関する機能

- (イ) アプリ内に、使用方法や機能に関する問合せフォームを用意するとともに、「よくある質問・回答」を閲覧できるようにすること。
 - (ロ) 受託者において、利用者からのアプリ使用方法等に関する問合せの対応が可能な相談窓口（コールセンター等）を設置すること。また、相談項目ごとに件数を集計し、毎月県に報告すること。
 - (ハ) 毎日アプリを開くことにメリットが得られるよう、楽しみながらアプリの継続利用ができ、利用者のモチベーション向上にも効果的な仕組みや工夫を備えること。
 - (ニ) 位置情報を取得する必要がある場合において、利用者端末の設定により取得ができない場合、設定変更を促すダイアログが表示されること。
 - (ホ) アプリケーションを一度アンインストールした利用者が再インストールした際も、利用者が引き続き事業対象者である場合かつ従前に作成したアカウントが有効である場合は、従前のデータを引き継ぎ利用可能であること。
 - (ヘ) 県と受託者の協議のもと作成するアンケートを利用者に配信できるようにするとともに、利用者がアプリ内からアンケートに回答できるようにすること。
- へ 健康ポイントに関する機能
- (イ) 県及び市町村が利用者へのポイント付与対象となる行動を設定できること。また、指定されたポイント付与対象となる行動に関して、一定歩数の達成等、アプリ利用により記録される行動である場合、自動でポイントの付与ができること。
 - (ロ) 県及び市町村が指定したイベントへの参加等、アプリ利用による記録では確認困難な利用者の行動に対し、二次元コード又は位置情報等を用いて、参加確認ができた場合に限りポイント付与ができること。
 - (ハ) 利用者が保有するポイントの数、獲得履歴、利用履歴をアプリ内で確認できること。また、ポイントに有効期限を持たせることが可能であること。
 - (ニ) 県及び市町村による健康ポイントの付与、管理、景品交換に関する基本的な機能の実装が可能であること。
- ② 非機能要件
- イ 基本事項
- (イ) AppleStore 及び GooglePlay から問題なくアプリをダウンロードすることができ、利用者に本アプリの購入費用及び本仕様書に記載された機能の利用料（通信費は除く。）が発生しないこと。
 - (ロ) スマートフォン（Android OS、iOS）で動作が可能であり、OS 等のバージョンアップがあった際も利用に支障がないよう当初の委託費の範囲で対応できること。

- (ハ) アプリのアップデートを行う場合に、アップデート前のデータが正常に引き継がれること。
 - (ニ) 既存の法制度の改正に伴ってサービスのバージョンアップ等が必要な場合は、当初契約による委託事業費の範囲内で対応すること。
 - (ホ) アプリ容量は一般的に普及している端末の内部ストレージを圧迫するようなアプリ容量でないこと。
 - (ハ) OSの標準的な機能について、事業期間内に提供元のサポートが終了することが確認できた際は、後継機能との連携を図るなど対応方針を提示し、県と協議すること。
 - (ト) 県が使用するデジタル身分証アプリ「ポケットサイン」上のミニアプリとして搭載できること。
- ロ 保守管理
- (イ) 受託者は、定期的にアプリの稼働状況の確認を行い、必要に応じて障害予防措置をとること。
 - (ロ) 受託者は、システムに異常があった場合に検知できるような監視体制を構築すること。
 - (ハ) 受託者は、障害発生時から24時間以内の県への状況報告及び可能な限り24時間以内での障害復旧が可能な体制をとること。
 - (ニ) 受託者は、システム障害の復旧後、障害原因と措置内容及び恒久対策を県の指定する方法で報告すること。
 - (ホ) アプリ自体がウイルスとして利用者の端末に誤検知されないよう対策を講ずること。
- (2) データの利活用ツールの提供
- イ アプリの管理機能として、県及び市町村がアプリで収集した利用者の健康情報等を閲覧し、必要に応じてCSV形式等でダウンロードできる機能を有する又は令和6年度中に対応可能とすること。なお、この閲覧及びダウンロード機能の提供に当たっては、各種関係法令等に基づいた適切な対応を行うこと。
- ロ アプリにより収集した利用者の健康情報や利用状況に関する情報を集計し、可視化できる機能を有する集計・分析ツールを県及び市町村に提供するとともに、支障なくツールを利用できるようサポートを行うこと。なお、事前処理として、使用データについて個人が特定できないよう、受託者にて匿名加工処理を行うこと。
- ハ 上記ロについては、受託者側においても、必要に応じて収集・分析したデータをもとに健康づくりに関する取組に対する提案等を行うこと。
- (3) 効果測定
- アプリ使用を継続することによる利用者の意識、行動、健康改善状況等を追跡し、事後的に検証できる仕組みを有していること。
- (4) その他

- イ 受託者は、県や市町村が行うアプリ導入のための被保険者向け説明会等において、県と協議の上、対面により必要な支援を行うこと。
- ロ 受託者は、本業務の参加者を増やし、事業効果を最大化させるために必要な広報業務（ソーシャルメディアやニュースアプリ等への広告掲載などのプロモーションの企画・実施、ポスター作成等）を行うこと。
- ハ 受託者は、本業務で提供するサービスについて、市町村向けの説明会を実施すること。必要があれば、県と協議の上、対面又はオンラインにより市町村への個別説明や打合せを実施すること。
- ニ 県と受託者は、協議内容により必要と思われる方法（対面、WEB 会議等）により、定期的又は随時に打合せ（事業分析、資料作成を含む。）を実施すること。
- ホ 受託者は、上記ハ及びニの個別説明や打合せの結果を議事録として作成し、県の承認を得ること。
- ヘ 受託者は、県、市町村及び利用者が支障なくアプリを扱うための基本的なマニュアルを整備すること。
- ト 受託者は、委託期限までに本業務の実施結果について報告書を作成し、県に提出すること。
- チ 受託者は、県及び市町村からの問合せに対応する問合せフォームを用意すること。
- リ 受託者は、県に対してアプリのデモ版を提供すること。

5 セキュリティ等に係る要件

- (1) 受託者は、必要に応じてアクセス制御、SSL による暗号化、不正アクセスに対する防御及び監視等を行い、サイバー攻撃対策、情報流出対策、改ざん防止対策等のセキュリティ対策を講ずること。
- (2) 受託者は、技術的脆弱性に関する情報を定期的に収集し、最新のパッチを当てる等、脆弱性対策を講ずること。
- (3) 受託者は、本業務で取り扱う情報について、適切に保管・管理を行うこと。また、電子データについては定期的にバックアップを実施し、消失等することがないよう対策を講ずること。
- (4) インシデント発生時にその原因分析ができるよう、利用者の活動等に係るログが管理されること。また、県が要望した際はログ情報を開示すること。
- (5) 原則 24 時間 365 日、利用者がアプリを利用可能な状態を確保すること。ただし、事前計画に基づいた停止時間やサービス提供に支障をきたさなかった時間は除く。
- (6) 定期点検等で計画的にシステムを停止する場合は、事前に県に協議すること。
- (7) 短期間かつ集中的に多数の利用者が入力を行った際も適正なアプリの動作を確保すること。

- (8) アプリの登録者数が想定を上回った場合においてもアプリ動作が十分耐えられるような構成を確保すること。
- (9) 利用者のデータバックアップ取得及び障害が発生した際の確実なデータの復旧が可能な体制をとること。

6 円滑な事業実施に係る留意事項

- (1) 資格保持や実務経験等により保健、医療、デジタルヘルスケア等に知見を持つ者の協力を得られる体制
(知見を持つ者の例：医師、保健師、管理栄養士、健康経営エキスパートアドバイザー、情報処理推進機構(IPA)やPMP試験等で認定されたプロジェクトマネージャー、本業務と同等規模の類似事業の管理業務で5年以上の経験を有する者、国保データベース(KDB)を活用した保険事業等の経験を有する者等)
- (2) 資格保持・実務経験等により情報セキュリティに知見を持つ者を運営体制内に加えること。
(知見を持つ者の例：経済産業省が認定する情報処理安全確保支援士、同省が認定する情報セキュリティスペシャリスト試験、米国ISACA(情報システムコントロール協会)が認定するCISA試験、同協会が認定するCISM試験等で認定された資格者等)
- (3) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度の認証又はプライバシーマークの付与認定を受けている事業者であることを証する書類を提出すること。
- (4) 本業務は、予算に関する宮城県議会の議決を前提に令和7年度以降も予定しているので、それに対応できる体制を有すること。なお、令和7年度以降の委託料に成果報酬を導入する予定であること。

7 データの取扱い

本業務を遂行するために、県が受託者に提供する個人情報及び利用者から収集したデータ(登録情報、健康情報等)の取扱いについては、5に記載のほか契約により定めるものとし、事業が終了した場合には、県が指定する日までに全てのデータを消去すること。ただし、別途、有効な契約等によりその取扱いを定めた場合はこの限りではない。

8 特記事項

- (1) 本仕様書に記載のないサービスの提供については、受託希望者の企画提案によるものとする。ただし、必要があれば、協議の上、企画内容の修正・変更を行う。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、県と受託者で協議の上、実施する。
- (3) 本仕様書に定める事業の実施に支障が生じた場合は、速やかに県と協議を実施し、対応方針を示すこと。

- (4) 受託者は、本業務の処理について、原則としてその全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。
- (5) 本業務による成果物（本業務の広報物、受託者が本業務のために作成した資料、報告書及びシステムからダウンロードしたデータ等）の権利（著作権、著作権等）は県に帰属するものとする。
- (6) 受託者は第三者の権利を侵害するサービスを提供してはならない。なお、第三者から権利侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うこと。
- (7) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存しなければならない。

9 契約の条件等

(1) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約期間終了後も同様とする。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 暴力団等の排除取扱い

別紙2「暴力団等の排除取扱特記事項」による。

(4) 情報セキュリティ

別紙3「情報セキュリティ特記事項」による。

(5) 外部サービスの選定

別紙4「外部サービス選定時における留意事項」による。

(6) 環境負荷への配慮

受託者は、事務から生じる環境に及ぼす影響について、別紙5「環境負荷の軽減について」により低減されるよう配慮するものとする。